

## 地域再生計画

1. 地域再生計画の名称  
環境負荷を低減する水環境再生計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称  
北佐久郡軽井沢町
3. 地域再生計画の区域  
長野県北佐久郡軽井沢町の全域

4. 地域再生計画の目標

軽井沢町は、長野県の東に位置し、人口 17,972 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 156.05 k m<sup>2</sup>で、緑豊かな自然に囲まれた保健休養地として親しまれています。また、面積の約半分は国立公園の中にあつて、雄大な浅間山の容姿の変化のもと、四季を感じることでできる観光の町として、年間を通じ多くの方が訪れています。

昨今では、高速交通網が整備されたことによる居住地としての人口の増加や、週休 2 日制の普及に伴い週末を軽井沢町で静養する別荘客も増加しています。

しかし一方では、最近の軽井沢町の変化として、自然環境や生活環境の悪化を指摘する声もあり、軽井沢町の自然環境を保全し、人々の健康で快適な生活環境を確保することが、「国際保健休養地軽井沢」としての果たすべき責務であると考えます。

現在軽井沢町では、「豊かな自然との良好な関係の構築」「快適で暮らしやすい市街地の形成」「環境にやさしい社会の形成」「快適で安全性の高い生活環境の形成」を柱として、自然環境の保全を優先した土地利用を進めるとともに、町内企業・団体と行政により「環境ネットワーク組織」を設立し、身近なところから環境負荷の低減に取り組んでおり、この取組を町民にも拡大し、自然の中にまちがあるとの認識のもとで、自然を肌で感じることでできるまちづくりを推進しております。その一環として、ごみ処理の円滑化、地域の特性と効率性に配慮した、計画的な水処理による環境負荷低減のための施策を推進し、環境にやさしく快適な生活環境の創出を図っております。

また、町民や別荘に滞在する人たちの生活の利便性を確保するため、地域生活拠点と町内を連絡し、まとまりを保つ道路網の形成を図るとともに、体系的な公園整備とあわせ、水辺・自然歩道・林道などにより公園と公園を連絡する水と緑のネットワークの形成を進め、ゆとりある住環境作りを計画しております。

さらに、自然環境の悪化原因となっているし尿、家庭雑排水の汚水処理は重要な課題であり、河川等の水質汚濁の防止を図っていく必要があるため、

公共下水道事業・合併処理浄化槽設置事業の調整を図り、適正な運営を目指す必要があると考えております。

上記の背景において、今回の事業を導入することにより、各種汚水処理施設を整備し、アダプトプログラムをはじめとする各種事業への住民参加を促し、町民はもとより当町を訪れる人々の生活環境及び自然環境の向上を図り、「国際保健休養地軽井沢」の更なるイメージアップに繋がりたいと考えております。

目標 1	汚水処理人口普及率	68%	→	73%
目標 2	湯川の水質改善	BOD 等水質の 7.7%		の向上

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

公共下水道管渠整備、処理場の水処理設備の増設及び浄化槽（個人設置型）について、汚水処理施設を一体的に整備をすることにより、効率的に地域の生活環境を改善する。

・認可年月日	軽井沢処理区	平成16年3月12日
	軽井沢西処理区	平成14年10月3日

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

・軽井沢町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

・公共下水道 軽井沢町六本辻、旧軽井沢東、大日向、借宿地区  
・浄化槽 軽井沢町全域（公共下水、農業集落排水区域以外）

[事業期間]

公共下水道 平成17年度～21年度  
浄化槽（個人設置型）平成17年度～21年度

[整備量]

・公共下水道	φ150	5,000m
（単独事業	φ150	1,500m）
	処理場	5池目（土木、機電工）
・浄化槽（個人設置型）		2,421基

なお、各施設による処理人口は下記の通り。

公共下水道 六本辻地区で 130人 旧軽井沢東地区で 70人  
大日向地区で 100人 借宿地区で 50人  
浄化槽 町全域 360人（定住者人口）

[事業費]

公共下水道	1, 198, 100千円
	(うち、単独 181, 000千円)
	(うち、国費 543, 800千円)
浄化槽（個人設置型）	896, 070千円
	(うち、国費 298, 690千円)
合計	2, 094, 170千円
	(うち、単独 181, 000千円)
	(うち、国費 842, 490千円)

5-3 その他の事業

ア 「アダプトプログラム推進事業」

町内の道路等の美化は、さまざまな組織・団体や個人、あるいは地域ぐるみで活発に行われているが、さらに公共施設にも発展させ、町民ボランティアにより美化活動をする「公共施設アダプトプログラム」を導入している。

イ 「環境ネットワーク事業」

環境負荷の低減を推進するため、企業・団体と行政により「環境ネットワーク」を設立し、不要照明の消灯、暖房の適正化による使用電力の削減や、公共交通機関や自転車の利用によるガソリン等の使用削減、コピー用紙の両面使用やゴミのリサイクルなど省エネルギー・省資源の推進に身近なところから取り組んでいる。

ウ 「みんなの力でつくるまち活動支援事業」

「まちづくり活動支援事業補助金制度」を創設し、住民の自主的なまちづくり活動に対し支援している。

エ 「美しいまちづくり事業」

安全で快適な道路空間を確保するため、道路清掃車を購入し、近隣市町とも連携しながら広域的道路環境維持に取り組む。

オ 「貯木場利用事業」

循環型社会に配慮して、町内で伐採された丸太や剪定された枝の有効活用を図るため、貯木場を設置している。丸太についてはストーブの燃料として、また、枝についてはチップ化したものを堆肥として町民に還元している。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために公共事業評価委員会において施設の整備状況等について評価、検討を行う。

なお、整備された汚水処理施設について、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を同評価委員会において把握し、必要に応じて町に対して適切な措置をとるよう提言する。

浄化槽については、個々に設置されるので、維持管理等が適切に行われていることについて把握すると共に、水質検査の結果についても把握し必要に応じて指導していく。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し

(添付資料)

- ・位置図、整備区域図、工程表、工程の説明、イメージ図